

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成29年11月10日
【四半期会計期間】	第79期第2四半期（自平成29年7月1日至平成29年9月30日）
【会社名】	株式会社エスライン
【英訳名】	S LINE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 山口嘉彦
【本店の所在の場所】	岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地
【電話番号】	(058)245 - 3131
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 村瀬博三
【最寄りの連絡場所】	岐阜県羽島郡岐南町平成四丁目68番地
【電話番号】	(058)245 - 3131
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 村瀬博三
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第78期 第2四半期 連結累計期間	第79期 第2四半期 連結累計期間	第78期
会計期間	自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日	自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
営業収益 (百万円)	22,016	23,152	44,478
経常利益 (百万円)	697	651	1,519
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	470	422	1,224
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	472	476	1,445
純資産額 (百万円)	17,731	19,493	18,653
総資産額 (百万円)	32,161	33,382	32,818
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	45.45	39.82	117.29
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	55.02	58.39	56.84
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	894	1,269	2,021
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,234	489	2,114
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	311	86	4
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	3,024	3,656	2,963

回次	第78期 第2四半期 連結会計期間	第79期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	25.30	22.08

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 「営業収益」には、消費税等は含まれておりません。
- 3 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
- 4 当社は第79期第2四半期より、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入し、当該信託が保有する当社株式を、四半期連結財務諸表において自己株式として計上しております。
なお、「1株当たり四半期純利益金額」の算定にあたり、当該株式数を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、好調な企業業績を背景に雇用や所得環境の改善が見られる等、景気は緩やかな回復基調で堅調に推移いたしました。しかしながら、欧米・北朝鮮の政治情勢や中国をはじめアジア新興国経済の減速等もあり、先行き不透明な状況となっております。

このような状況の中で、当社グループの主要な事業であります物流関連業界におきましては、景気の回復とともに、国内貨物輸送量は順調に増加の傾向にありますが、深刻化するドライバーを始めとする人手不足等の雇用問題、労働時間の短縮や雇用改善に伴う人件費の増加、取扱い貨物量の増加に対応するための備車費・外部委託費が増加する等課題も多く、当社グループを取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループでは、2年目となります中期経営計画（スローガン：「エスラインブランドの確立に向けて」）の経営目標達成と企業価値の向上に向けて、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、営業収益231億52百万円（前年同期比5.2%増）、営業利益6億27百万円（前年同期比4.1%減）、経常利益6億51百万円（前年同期比6.5%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益4億22百万円（前年同期比10.2%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

【物流関連事業】

物流関連事業の主な事業収益は、貨物自動車運送事業、倉庫業、自動車整備事業、情報処理サービス業、損害保険代理業等であります。

貨物自動車運送事業におきましては、中期経営計画のもと、その基本施策である『輪配送サービス事業の収益確保、物流サービス事業の積極展開、人材と物流ノウハウの育成、経営品質の向上』の実現に向けて、「物流サービス開発センター」で策定した具体的な行動計画を着実に実行することで収入の拡大と利益の確保に努めてまいりました。

トラックによる企業間輸送を主とする輸送サービス部門では、国内貨物輸送量が増加傾向にあるなか、輸送品質の維持向上に努めるとともに、増加傾向にある人件費・備車費・外部委託費、さらには燃料費等のコストアップ分の転嫁を図るべく、適正な水準への運賃改定を積極的に進めてまいりました。運賃改定の取り組みにつきましては、宅配業者の大幅な運賃値上げや物量抑制の動きもあって、荷主企業も物流コスト、特に運賃への関心も深まり、全荷主企業を対象に、適正運賃収受に向けた活動を進めてまいりました。この営業活動につきましては、下期も継続して交渉を進めてまいります。また、貨物輸送量増加への取り組みとしては、㈱エスラインギフの東日本・中部・西日本の3本部内に設置した「引越・貸切部門」を中心に、特別積み合せ貨物以外の輸送貨物である引越しや貸切輸送の拡大に努めてまいりました。その結果、港湾地区における海貨貨物や量販店向けの一般消費財の貸切輸送を取り込む事により輸送量では前期比10%増、収入では前期比15%増を確保することができました。また、本年3月には当社グループの車両の適切な配車と、協力会社を含めた「フォワーダー事業」の立ち上げを目的に、㈱エスラインギフの中部本部に「総合配車センター」を開設しました。このセンターでは㈱エスラインギフの3本部に設置した「引越・貸切部門」とも連携を密にし、一層の収益拡大と利益確保に向けた活動をしております。

大型商品等の個人宅配を行うホームサービス部門では、従来からお取引のある家電量販店の販売増加と配送エリアの拡大に伴い、家電の配送および設置業務の作業依頼が増加したこと、当社グループの輸送網を活かした家電・家具等大型商品の倉庫から、配送センターまでの幹線輸送業務の受託等、業務拡大によって前期比9%の増収となりました。引き続き、ツーマン配送が必要な大型商品、特に家具関係の取扱量拡大に向けた営業活動を進めてまいります。また、引越しサービスの拡大につきましても、輸送サービス事業でお取引のある企業の社員の転勤等に伴う単身者の引越しの受注をはじめ、名古屋駅前の新ビルへの大規模な事務所引越しの受注等、企業内引越しにも力を注いでまいりました。その結果、上期は単身引越しで前期比67%増、事務所引越しで前期比151%増、引越し全体で前期比86%増（金額では約30百万円増）の収入となりました。今後につきましても積極的な営業展開に努め「スワロ-引越便」の認知度を高め増収に取り組むとともに、上期に設置した「引越研修センター」を活用し、専任担当者に対し、費用見積り・適確な商品設置作業・接客マナー等の教育・訓練を行い、お客様から安心して任せて頂けるような作業品質の維持向上に努め、ホームサービスの事業化へ向けに取り組んでまいります。

商品保管や物流加工を行う物流サービス部門では、(株)エスラインギフおよび(株)スリーエス物流でそれぞれ大手荷主が撤退するという減収要因があり保管収入は減少しましたが、大手流通グループの専門店向け商品や、量販店向けアパレル関連商品の加工業務の取扱量の増加等により、加工収入が増収となったため、物流サービス部門全体では微増収となりました。下期には、「物流サービス開発センター」で策定した行動計画を具体化するワーキンググループのもとで、アパレル関連の物流サービス事業の拡大を図るために、来期計画している中部地区での物流加工センター立ち上げに向けて、アパレル関連量販店のベンダー様に対し、商品保管から物流加工、配送までを請け負う総合物流サービスの受注に向けた提案営業活動に取り組んでまいります。

一方、利益面では燃料費や、取扱い物量の増加による人件費・備車費・外部委託費、また、前期の設備投資による減価償却費等が増加したものの、営業収益の増加が費用の増加を上回った結果、増収増益となりました。

この結果、物流関連事業の営業収益は227億20百万円（前年同期比5.3%増）、セグメント利益は7億82百万円（前年同期比1.4%増）となりました。

[不動産関連事業]

不動産関連事業におきましては、当社グループ各社にて保有している不動産の有効活用を図るために、外部への賃貸事業を営んでまいりました。昨年8月より(株)エスラインギフの旧三河安城支店（安城市北山崎町）の施設の賃貸を開始しましたが、一部物件の賃料見直し等減収要因により減収減益となりました。

この結果、不動産関連事業の営業収益は2億29百万円（前年同期比3.3%減）、セグメント利益は1億11百万円（前年同期比11.6%減）となりました。

[その他]

主に、旅客自動車運送事業および売電事業を営んでおります。旅客自動車運送事業におきましては、岐阜市内の高校や近隣の大学の通学バスおよび冠婚葬祭時の送迎バス、さらには競輪場のファンバス等、地元に着着した運行業務に取り組んでまいりました。今期はスポットを中心とした貸切業務の減少と人件費・燃料費・修繕費の増加に加え、車両購入による減価償却費が増加したことにより、減収減益となりました。

また、物流センターの屋上や支店構内に太陽光パネルを設置し、発電した電力の売電事業を営んでおり現在では、(株)エスラインギフの名古屋第1・第2センター、豊橋支店、豊田支店、豊田センター及び(株)スリーエス物流の本社第1センターの計6か所で発電を行っております（総発電量1,333.96kW）。全ての発電施設が通年稼働になったことにより、増収増益となりました。

この結果、その他事業の営業収益は2億2百万円（前年同期比1.5%増）、セグメント利益は54百万円（前年同期比16.7%減）となりました。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(3) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の連結資産合計は333億82百万円となり、前連結会計年度末比5億64百万円増加しております。この主な要因は、現金及び預金と受取手形及び営業未収入金の増加によるものであります。

また、連結負債合計は138億88百万円となり、前連結会計年度末比2億75百万円減少しております。この主な要因は有利子負債の減少によるものであります。

連結純資産合計は194億93百万円となり、前連結会計年度末比8億40百万円増加しております。この主な要因は増資によるものであります。

(4) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末より6億93百万円資金が増加し36億56百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、12億69百万円の収入（前年同期は8億94百万円の収入）となりました。この主な収入は税金等調整前四半期純利益と減価償却費の計上であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、4億89百万円の支出（前年同期は12億34百万円の支出）となりました。この主な支出は有形固定資産の取得であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、86百万円の支出（前年同期は3億11百万円の収入）となりました。この主な支出は借入金の返済と配当金の支払によるものであります。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、経営の基本理念をはじめ当社の財務基盤や事業内容等の企業価値の源を十分理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続して確保し向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社株式の自由な売買は株主の皆様には保障された当然の権利であり、また、金融商品取引所に上場する株式会社としての当社株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決定されるものであります。

また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付行為や買付提案またはこれに類似する行為がなされた場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概に否定するものではなく、これに応ずるべきか否かの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近年、わが国の資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主の皆様には株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための必要かつ十分な情報や時間を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成29年6月29日開催の定時株主総会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして導入してまいりました、「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」について、従前のプランの一部語句を修正し、継続（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することについて、株主の皆様にご承認をいただいております。

本プランの概要は以下のとおりです。

(イ) 当社株式の大規模買付行為等

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

(ロ) 大規模買付ルール概要

大規模買付ルールとは、取締役会に対し事前に、大規模買付者による意向表明書（大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含み、所定の内容を日本語で記載した文書）を提出したうえで、所定の必要かつ十分な情報の提供（情報が十分でない場合は追加情報を提出）し、取締役会による一定の評価期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）または株主検討期間を設ける場合には、取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後、大規模買付行為を開始するというものです。

(ハ) 大規模買付行為が実施された場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、対抗措置をとることがあります。

(ニ) 対抗措置の客観性・合理性を担保するための制度および手続

対抗措置を講ずるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。

対抗措置をとる場合、その判断の客観性・合理性を担保するために、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、対抗措置の発動の是非について、勧告を行うものとします。

(ホ) 本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、平成32年6月30日までに開催予定の当社第81期定時株主総会終結の時までとなっております。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な情報や時間を確保する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みであり、まさに会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、(a)買収防衛策に関する指針の要件を充足していることおよび経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および金融商品取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっていること (b)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること (c)株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するものであること (d)独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の勧告を尊重するものであること (e)デッドハンド型およびスローハンド型の買収防衛策ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,847,000
計	40,847,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成29年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年11月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,095,203	11,095,203	東京証券取引所 名古屋証券取引所 (各市場第二部)	単元株式数は100株 であります
計	11,095,203	11,095,203	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年9月4日 (注)1	400	10,945	217	2,156	217	2,217
平成29年9月27日 (注)2	150	11,095	81	2,237	81	2,299

(注)1 有償一般募集

発行価格 1,150円

発行価額 1,088.02円

資本組入額 544.01円

2 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,088.02円

資本組入額 544.01円

割当先 東海東京証券(株)

(6) 【大株主の状況】

平成29年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
有限会社美美興産	岐阜県岐阜市正木1552-18	1,323	11.92
株式会社大垣共立銀行	岐阜県大垣市郭町3-98	500	4.51
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1-2-1	500	4.50
株式会社十六銀行	岐阜県岐阜市神田町8-26	493	4.45
エスライン従業員持株会	岐阜県羽島郡岐南町平成4-68	425	3.83
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	385	3.46
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	363	3.27
王子運送株式会社	東京都江東区越中島3-6-15	355	3.20
株式会社市川工務店	岐阜県岐阜市鹿島町6-27	320	2.88
村瀬 博三	岐阜県岐阜市	206	1.86
計	-	4,875	43.94

(注) 有限会社美美興産は、当社代表取締役である山口嘉彦およびその親族が株式を保有する資産管理会社であります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,076,200	110,762	-
単元未満株式	普通株式 18,803	-	-
発行済株式総数	11,095,203	-	-
総株主の議決権	-	110,762	-

(注) 1 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式14株が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式給付信託(BBT)制度に関する資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式が63,100株(議決権631個)含まれております。

【自己株式等】

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 株式会社エスライン	岐阜県羽島郡岐南町 平成四丁目68番地	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

(注) 株式給付信託(BBT)制度に関する資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式63,100株は、上記自己株式に含まれておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,334	4,055
受取手形及び営業未収入金	5,477	5,742
貯蔵品	36	80
繰延税金資産	212	212
その他	441	435
貸倒引当金	1	1
流動資産合計	9,501	10,524
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	7,079	6,835
機械装置及び運搬具(純額)	2,606	2,388
土地	10,706	10,706
リース資産(純額)	212	191
その他(純額)	157	142
有形固定資産合計	20,760	20,264
無形固定資産	91	87
投資その他の資産		
投資有価証券	1,366	1,416
退職給付に係る資産	24	25
繰延税金資産	230	218
その他	867	855
貸倒引当金	23	10
投資その他の資産合計	2,464	2,505
固定資産合計	23,316	22,857
資産合計	32,818	33,382

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	4,786	4,832
短期借入金	410	410
1年内返済予定の長期借入金	710	569
未払法人税等	228	241
賞与引当金	423	464
役員賞与引当金	36	18
設備関係支払手形	5	1
その他	779	870
流動負債合計	7,380	7,408
固定負債		
長期借入金	1,341	1,062
繰延税金負債	1,699	1,713
役員退職慰労引当金	100	101
役員株式給付引当金	-	2
退職給付に係る負債	2,984	2,962
資産除去債務	263	264
その他	395	372
固定負債合計	6,784	6,480
負債合計	14,164	13,888
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,938	2,237
資本剰余金	2,647	2,946
利益剰余金	14,136	14,400
自己株式	0	77
株主資本合計	18,722	19,508
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	184	215
退職給付に係る調整累計額	254	230
その他の包括利益累計額合計	69	15
純資産合計	18,653	19,493
負債純資産合計	32,818	33,382

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
営業収益	22,016	23,152
営業原価	20,562	21,692
営業総利益	1,453	1,460
販売費及び一般管理費	799	833
営業利益	654	627
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	16	13
受取賃貸料	17	13
持分法による投資利益	6	3
その他	16	15
営業外収益合計	57	46
営業外費用		
支払利息	4	3
売上割引	2	1
株式交付費	-	8
債権売却損	8	7
その他	0	0
営業外費用合計	14	22
経常利益	697	651
特別利益		
固定資産売却益	29	14
補助金収入	2	-
その他	6	0
特別利益合計	38	14
特別損失		
固定資産除売却損	9	1
その他	0	0
特別損失合計	10	1
税金等調整前四半期純利益	725	665
法人税等	250	242
四半期純利益	475	422
非支配株主に帰属する四半期純利益	4	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	470	422

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
四半期純利益	475	422
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	46	31
退職給付に係る調整額	43	23
その他の包括利益合計	2	54
四半期包括利益	472	476
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	467	476
非支配株主に係る四半期包括利益	4	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	725	665
減価償却費	702	824
貸倒引当金の増減額(は減少)	2	13
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	15	13
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	7	1
賞与引当金の増減額(は減少)	48	40
役員賞与引当金の増減額(は減少)	20	17
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	-	2
受取利息及び受取配当金	16	14
支払利息	4	3
持分法による投資損益(は益)	6	3
有形固定資産売却損益(は益)	29	14
有形固定資産除却損	9	1
営業債権の増減額(は増加)	179	264
たな卸資産の増減額(は増加)	2	44
営業債務の増減額(は減少)	39	46
その他	237	275
小計	1,295	1,503
利息及び配当金の受取額	19	16
利息の支払額	4	3
法人税等の還付額	36	60
法人税等の支払額	452	306
営業活動によるキャッシュ・フロー	894	1,269
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	75	94
定期預金の払戻による収入	70	63
投資有価証券の取得による支出	3	4
有形固定資産の取得による支出	1,226	474
有形固定資産の売却による収入	33	15
無形固定資産の取得による支出	42	5
その他	9	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,234	489
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	400	-
長期借入れによる収入	1,000	-
長期借入金の返済による支出	373	418
株式の発行による収入	-	589
自己株式の取得による支出	-	76
配当金の支払額	141	158
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	547	-
その他	25	22
財務活動によるキャッシュ・フロー	311	86
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	27	693
現金及び現金同等物の期首残高	3,051	2,963
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,024	3,656

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税金等調整前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(追加情報)

(株式給付信託 (B B T))

(1) 取引の概要

当社は、平成29年5月19日開催の取締役会において、当社の取締役および当社の一部の子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役等」といいます。）に対し、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、平成29年6月29日開催の第78期定時株主総会において承認されました。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を退任日時時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。

本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

(2) 信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当第2四半期連結会計期間末における当該自己株式の帳簿価額は76百万円、株式数は63,100株であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
受取手形	- 百万円	65百万円
支払手形	- 百万円	24百万円

2 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
受取手形裏書譲渡高	7百万円	16百万円

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
人件費	544百万円	565百万円
(賞与引当金繰入額)	(31百万円)	(31百万円)
(役員賞与引当金繰入額)	(16百万円)	(18百万円)
(退職給付費用)	(10百万円)	(10百万円)
(役員退職慰労引当金繰入額)	(2百万円)	(2百万円)
減価償却費	16百万円	14百万円
施設使用料	93百万円	106百万円
租税公課	9百万円	9百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
現金及び預金	3,402百万円	4,055百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	378百万円	398百万円
現金及び現金同等物	3,024百万円	3,656百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	141	14	平成28年3月31日	平成28年6月30日	利益剰余金

- 2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	158	15	平成29年3月31日	平成29年6月30日	利益剰余金

(注)平成29年6月29日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、記念配当1円を含んでおります。

- 2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成29年9月4日を払込期日とする公募増資および平成29年9月27日を払込期日とする第三者割当増資により、当第2四半期連結累計期間において資本金および資本準備金がそれぞれ299百万円増加しております。

この結果、当第2四半期連結会計期間末において資本金が2,237百万円、資本剰余金が2,946百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

報告セグメントごとの営業収益及び利益の金額に関する情報

前第2四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	物流関連 事業	不動産関連 事業	計				
営業収益							
外部顧客への営業収益	21,578	237	21,816	199	22,016	-	22,016
セグメント間の内部営業収益又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	21,578	237	21,816	199	22,016	-	22,016
セグメント利益	771	125	897	65	962	308	654

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、バス事業、売電事業を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 308百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社および㈱エスラインギフの総務部門等管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	物流関連 事業	不動産関連 事業	計				
営業収益							
外部顧客への営業収益	22,720	229	22,950	202	23,152	-	23,152
セグメント間の内部営業収益又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	22,720	229	22,950	202	23,152	-	23,152
セグメント利益	782	111	893	54	948	321	627

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、バス事業、売電事業を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 321百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社および㈱エスラインギフの総務部門等管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	45円45銭	39円82銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益金額 (百万円)	470	422
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額 (百万円)	470	422
普通株式の期中平均株式数 (千株)	10,341	10,598

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

なお、当第2四半期連結累計期間における株式給付信託(BBT)が保有する当社株式の期中平均株式数は、9千株であります。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月10日

株式会社エスライン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 楠 元 宏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 谷 浩 二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスラインの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エスライン及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。